電子提供措置の開始日2024年11月28日

第32回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株式会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

アクセルマーク株式会社

１．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（2024年９月30日現在）

2022年５月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第25回新株予約権

付与対象者の区分及び人数		当社取締役　1名
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数		普通株式　100,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　500円
新株予約権の行使時の払込金額		366円
新株予約権の行使期間		2024年１月１日～2028年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　366円 資本組入額　183円
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　1名

(注)新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2023年９月期から2025年９月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高及び当期純利益の額が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。当期純利益の額の判定においては、本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算する。

（ｉ）判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が１億円を超過した場合

権利行使可能割合 50％

（ii）判定期間のいずれかの事業年度における売上高が32億円を超過し、かつ、いずれかの事業年度における当期純利益が２億円を超過した場合

権利行使可能割合 100％

なお、上記における売上高及び当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
（ⅰ）禁錮以上の刑に処せられた場合
（ⅱ）甲または甲の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や甲または甲の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
（ⅲ）甲または甲の関係会社の業務命令によらず、もしくは甲または甲の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、甲または甲の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
（ⅳ）甲または甲の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
（ⅴ）死亡した場合
（ⅵ）甲または甲の関係会社の承諾を得て、甲所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

2023年８月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第26回新株予約権

付与対象者の区分及び人数		当社取締役　１名 当社執行役員　１名 当社従業員　４名(注)２
新株予約権の数		当社取締役　1,000個 当社執行役員　1,000個 当社従業員　1,250個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数		当社取締役　普通株式　100,000株 当社執行役員　普通株式　100,000株 当社従業員　普通株式　125,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　192円
新株予約権の行使時の払込金額		240円
新株予約権の行使期間		2025年１月１日～2029年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　240円 資本組入額　120円
新株予約権の行使の条件		(注)１
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　2,000個 目的となる株式数　200,000株 保有者数　２名

(注)1.新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2024年９月期から2028年９月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが１億円を超過した場合

権利行使可能割合 50％

（ⅱ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが２億円を超過した場合

権利行使可能割合 100％

なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から２年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

（ⅰ）禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合

（ⅱ）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合

（ⅲ）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

（ⅳ）死亡した場合

（ｖ）当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注)２.付与対象者の区分及び人数

取締役の就任により、当事業年度末日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社従業員４名となっております。

2024年２月21日開催の取締役会決議に基づき発行した第28回新株予約権

付与対象者の区分及び人数		当社社外取締役　１名
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数		普通株式　100,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　600円
新株予約権の行使時の払込金額		280円
新株予約権の行使期間		2026年１月１日～2030年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　　280円 資本組入額　140円
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	新株予約権の数　　1,000個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　　１名

(注)新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2025年９月期から2029年９月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

（ｉ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが１億円を超過した場合
権利行使可能割合 50％

（ii）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが２億円を超過した場合
権利行使可能割合 100％

なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断し

た場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から２年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

（ⅰ）禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合

（ⅱ）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合

（ⅲ）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

（ⅳ）死亡した場合

（ⅴ）当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2024年２月21日開催の取締役会決議に基づき発行した第28回新株予約権

付与対象者の区分及び人数		当社執行役員　１名
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数		普通株式　100,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　600円
新株予約権の行使時の払込金額		280円
新株予約権の行使期間		2026年１月１日～2030年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格　　280円 資本組入額　140円
新株予約権の行使の条件		(注)
使用人の保有状況	執行役員	新株予約権の数　　1,000個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　　１名

(注)新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2025年９月期から2029年９月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

（ⅰ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが１億円を超過した場合
権利行使可能割合 50%

（ⅱ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが２億円を超過した場合
権利行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から２年を経過する日までの期間において、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であっ

た場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

（ⅰ）禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合

（ⅱ）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合

（ⅲ）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

（ⅳ）死亡した場合

（ⅴ）当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年４月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名(注)２
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　300,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　600円
新株予約権の行使時の払込金額	1,175円
新株予約権の行使期間	2017年12月31日～2026年５月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1,175円 資本組入額　588円
新株予約権の行使の条件	(注)１

(注)１.新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、取締役会により適切に調整されるものとする。)に20％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額(ただし、取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

（ⅰ）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
（ⅱ）当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
（ⅲ）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
（ⅳ）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、上記①に該当する場合は、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（ⅴ）当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注)２.付与対象者の区分及び人数

取締役の退任により、当事業年度末日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役０名となっております。

2021年３月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第２回無担保転換社債型新株予約権

新株予約権の数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　3,665,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　22,290,400円
新株予約権の行使時の払込金額	298円
新株予約権の行使期間	2021年４月28日～2025年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　298円 資本組入額　149円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

2021年３月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第23回新株予約権

新株予約権の数	50,340個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　5,034,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　100円
新株予約権の行使時の払込金額	298円
新株予約権の行使期間	2021年４月28日～2025年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　298円 資本組入額　149円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

2023年８月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第27回新株予約権

付与対象者の区分及び人数	社外協力者　２名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　200,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　194円
新株予約権の行使時の払込金額	240円
新株予約権の行使期間	2025年１月１日～2029年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　240円 資本組入額　120円
新株予約権の行使の条件	(注)

(注)新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2024年９月期から2028年９月期（以下、「判定期間」という。）において、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載された営業利益、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）に記載された減価償却費及びのれん償却費から求められるEBITDAが次の各号に掲げる水準を満たしている場合に限り、当該本新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の個数に当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を乗じた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

（ｉ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが１億円を超過した場合

権利行使可能割合 50％

（ⅱ）判定期間のいずれかの事業年度におけるEBITDAが２億円を超過した場合
権利行使可能割合 100％
なお、上記におけるEBITDAは営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社外協力者であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

（ⅰ）禁錮以上の刑（禁固刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合

（ⅱ）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合

（ⅲ）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

（ⅳ）死亡した場合

（ⅴ）当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

２．会計監査人の状況

（1）名称　　太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案に上程する方針です。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

（5）会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止３カ月（2024年１月１日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【1】内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、内部統制システムを構築しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、役職員に法令・定款・社内規程・行動規範、社会倫理の遵守を徹底させるため、コンプライアンス委員会を組織し、代表取締役が委員長を務める。代表取締役は社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、事務局員に適宜指示を行い、コンプライアンスを遵守する風土の醸成を図る。

② コンプライアンス事務局は、全社のコンプライアンスプログラムの構築・維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる役職員への研修・監査を行う。

③ 役職員は、職務権限規程、業務分掌規程等、社内諸規程を遵守し適切な職務執行に努める。

④ 当社は、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置し、法令違反・倫理違反の早期把握を図る。

⑤ 内部監査室は、監査等委員会と連動して、常時社内における役職員の業務執行を監査し、法令・定款・社内規程・社会倫理に違反する行為の把握に努める。もし、当該違反行為を発見した場合、速やかに取締役、監査等委員会に報告の上、是正を図るとともに、再発防止策を考案・実施する。

⑥ 当社は、企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局・顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、法令・定款・社内規程に基づき、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。

② 取締役は、社内規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営リスクを管理するため、取締役会は中期経営計画を策定・決議し、当該計画に基づき、毎期首に単年度事業計画及び予算を策定・決議して投下資本配分を決定するとともに、予算の達成状況を常時注視し、業績の進捗状況を厳格に管理する。また、部門を担当する取締役が、さらに予算を部門部署毎に細分化の上、部署管理者に予算管理の意識を教育・指導し、部門の細部に至る管理を実施する。

② 法令遵守に関するリスクについては、前述(1)のとおり。

③ 情報セキュリティに関するリスクを恒常的に管理するため、既に当社が認証を受けている情報セキュリティマネジメントシステム（※）の継続的改善を行う。そのため、取締役から最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という）を選任する。

当該CISOは、社内の適任者を選任の上、事務局を組織し、当該事務局員とともに研修・監査を行い情報セキュリティマネジメントシステムの徹底を図る。

※ISO/IEC27001：2013認証
認証登録番号：IS508638

④ 財務報告に関するリスクは、財務担当取締役が、法令及び社内規程に基づき重要な会計に関わる事項を特定して取締役会に諮り、意思決定を得て適正な開示を行う。また重要な会計に関わる事項については、適宜監査法人等の社外専門家の監査及び監査等委員会の監査を受け、リスクを管理する。

⑤ 危機管理については、発生した危機に応じて代表取締役、もしくは部門を担当する取締役を代表としてプロジェクトチームを組織し、かつ、当該取締役自ら指揮して速やかに対処し、危機の早期収束を図る。

⑥ 代表取締役は、役職員に内部監査室の重要性を周知徹底させ、損失の危機を認識した場合には、直ちに内部監査室もしくは監査等委員会に報告するように指導する。

⑦ 内部監査室は、厳格に監査を行い、損失の危険を早期に発見するように努め、当該危険を発見した場合は、速やかに取締役会、監査等委員会、該当部署に通知し、危機の早期収束を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程に基づき、原則月１回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役相互の職務執行を監督する。

② 取締役会において中期経営計画を決議し、当該計画に基礎づけられた単年度事業計画に従い、各取締役が業務を遂行する。

③ 取締役の日常の職務執行を効率的に行うため、職務権限規程、業務分掌規程等において職務権限及び責任を明確化し、正確かつ迅速な職務執行を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、グループ会社の代表者において実施する月次会議において経営状況及び経営指標、その他発生もしくは発生が予想される損失を適切に報告し、重要な意思決定については付議を行う等、グループガバナンスの遵守に努める。

② 当社の内部監査室は、子会社のコンプライアンス担当者と定期的に協議の機会を設け、グループ全体のコンプライアンス推進を図る。

③ 当社のＩＲ及び広報担当者は、子会社の担当者と定期的に協議の機会を設け、情報の共有を図るとともに、グループガバナンスの向上を図る。

④ 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。

⑤ 子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的に報告を受け、かつ、重要事項については事前協議を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）については、監査等委員会の依頼により、取締役との協議により決定する。

② 補助使用人は、監査等委員会が要望する事項について内部監査を行い、その結果を当該監査等委員会並びに取締役会に報告する。

(7) 前記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 補助使用人は、監査等委員会の補助業務を遂行する限度において、当該監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令が、監査等委員会の補助業務に反し、又は阻害するものである場合には、当該指揮命令に従う義務を負わないものとする。

② 補助使用人の人事異動に関しては、予め監査等委員会の同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社は、監査等委員会規則を定めて、監査等委員会の監査権限を役職員に明確化する。また、当該権限を監査等委員会が行使する場合は阻害することなく適切に監査に協力する。

② 取締役は、以下に定める事項を認識した場合、速やかに監査等委員会に報告しなければならない。

ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

イ．重大な法令・定款・社内規程違反

ウ．その他コンプライアンス上、重要な事実

③　取締役会は、毎月の経営状況、経営指標を監査等委員会に報告しなければならない。
④　役職員は、前記②に関する重大な事実を認識した場合、直接監査等委員会に報告することができる。

（9）前記（8）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

（10）当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務執行で生ずる費用の前払い又は支出した費用の弁済処理を速やかに行う。

（11）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査等委員会は、必要と認識する場合はいつでも役職員に対してヒアリングを行うことができる。
②　監査等委員会は、前記(8)②に定める事項を認識した場合、自らの判断で弁護士、公認会計士等、社外の専門家と協議することができる。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するため、社内諸規程を制定し、社内通報窓口として「アクセルマークグループヘルプデスク」を設置しております。また、内部監査室は、監査等委員会と連動して、当社の役職員の業務執行を監査し、その内容を取締役に報告しております。さらに、当社の役職員に対し、定期的にコンプライアンスに関する教育と研修を実施し、当社のコンプライアンス推進を図っております。

当社は、代表取締役社長自らによるモニタリングのほか、監査等委員会、内部監査室による業務監査、監査法人による会計監査を通じて適時に情報共有することで、前記【1】の内部統制システムの運用が適切に行われていることを確認する体制を構築しております。この体制が企業としてのリスクの発現を未然に防止することに貢献しているものと判断しております。

【3】反社会的勢力に対する基本方針

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で対応し、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り一切の関係を遮断します。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

法務担当者を反社会的勢力に対する専任担当者と位置づけ、反社会的勢力排除の体制を構築しております。具体的には、当該担当者を中心に警察、弁護士等との連携を強化、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、役職員への研修を実施し、社内において反社会的勢力排除の風土を醸成しております。

（3）外部専門機関との連携状況

緊急時に備え、専任担当者を通じ所轄警察担当者との関係を構築いたします。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等、関係団体との関係も強化してまいります。

４．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当を行うことを利益配分に関する基本方針としております。

当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、配当の決定機関を取締役会としております。毎事業年度における配当の回数は、期末配当の年１回を基本方針としておりますが、必要に応じた配当回数増加にも柔軟に対応できるよう、期末配当の他にも基準日を定めて配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当期（2024年９月期）の配当につきましては、業績を勘案し、収益基盤の確立に向けた適切な投資を行い、利益体質を構築する必要性があると判断したことから、無配とさせて頂きました。

事業展開の状況を勘案し、安定的な収益確保ができたタイミングでの復配の実現を目指してまいります。

株主資本等変動計算書

（2023年10月１日から
2024年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	61,145	571,141	314,699	885,841	△102,421	△102,421	△25	844,539
事業年度中の変動額								
当期純損失					△388,567	△388,567		△388,567
株主資本以外の項目の当期変動額								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△388,567	△388,567	－	△388,567
当期末残高	61,145	571,141	314,699	885,841	△490,989	△490,989	△25	455,972

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,561	2,561	6,985	854,087
事業年度中の変動額				
当期純損失				△388,567
株主資本以外の項目の当期変動額	392	392	1,200	1,592
事業年度中の変動額合計	392	392	1,200	△386,975
当期末残高	2,954	2,954	8,185	467,112

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

今後、当社は当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために、以下の対応策に取り組んでまいります。

１．利益確保の体制の強化

各取引について精査を行い、継続的に売上原価の低減を図り、利益率の向上に取り組んでまいります。また、随時販売費及び一般管理費の見直しを実施し、販売費及び一般管理費の削減を推進し、利益の確保に努めてまいります。

２．資金調達

当社は、後述の「重要な後発事象に関する注記（第三者割当による第29回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第30回新株予約権の発行並びに第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額の調整)」に記載のとおり、2024年11月11日付でCantor Fitzgerald Europe及びジーエフホールディングス株式会社が出資するG Future Fund１号投資事業有限責任組合に対して本新株予約権を発行いたしました。今後、本新株予約権が行使された場合には、総額1,211百万円を調達できる見込みであります。

なお、調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出（本修正型新株予約権については、当初行使価額に基づき行使されたと仮定して算出）された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少いたします。

３．収益構造の改善

当社は、広告事業において収益基盤を確保しながら、利益率の高いヘルスケア事業および成長が見込めるトレカ事業を推進し今後の新たな事業の柱に育て、事業全体を高利益率の事業構造に変換していくことを成長戦略としております。当社の広告事業をとりまく事業環境は悪化しているなかでも当該成長戦略を推進し、事業全体をより早期に高利益率の事業構造に転換することを加速させるため、「トレカ事業の拡大」および「ヘルスケア事業の拡大」を目的とした資金調達を実施いたしました。M&A及び資本業務提携を含めた戦略的な拡大も視野に入れ、速やかな収益構造の改善に努めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上にあり、効果を十分に得ることができない可能性も想定されること、また、新株予約権の行使による資金調達は未確定であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等　移動平均法による原価法
なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産　定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数については下記のとおりであります。
建　　物：８～18年
工具、器具及び備品：４～15年
② 無形固定資産　定額法によっております。なお、ソフトウエアについては、当社の利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 棚卸資産の評価方法
商品及び製品　主として個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案しております。

(5) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
広告事業
広告事業では、インターネット広告媒体（掲載メディア）をネットワーク化の上、広告主に当該ネットワーク内の広告枠を販売するアドネットワークサービス「ADroute」及び他社サービスを用いた広告運用等の代行サービス「トレーディングデスク」を提供しており、広告主との契約に基づいた広告運用、クリエイティブ制作（バナーや動画広告など）やデータ運用を行う履行義務を負っております。
履行義務は、主に広告が広告媒体に表示、もしくは配信された広告がクリックされた時点、制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。
なお、財又はサービスの提供における広告運用等の代行サービスを伴わず当社の役割が代理人としての機能を果たす取引においては、広告主から受け取る対価の総額から広告出稿メディア等へ支払う額を差し引いた純額で売上高を認識しております。
取引の対価は、履行義務を充足してから概ね４ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

トレーディングカード事業

トレーディングカード事業では、商品の販売を行っております。これらの事業における商品の販売は、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

長期貸付金	33,070千円
貸倒引当金	33,070千円
貸倒引当金戻入額	8,380千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（長期貸付金）

長期貸付金については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、投資先の財政状態及び経営成績など個別に回収可能性を勘案して、貸倒引当金を計上することとしております。当事業年度において、貸付先からの入金額8,380千円を貸倒引当金戻入額として計上しております。

なお、翌事業年度以降に投資先から債権及び貸付金が返済された場合は、翌事業年度以降の計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

5．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）　53,548千円

6．損益計算書に関する注記

（減損損失）

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社(東京都中野区)	事業用資産等	ソフトウエア	135,588
	共用資産等	建物付属設備	9,460
		工具器具備品	704
		電話加入権	80

当社は管理会計上の区分を最小の単位とし、グルーピングを行っております。

ソフトウエアについて、足元の業績動向及び当社を取り巻く事業環境の悪化により、当初策定の計画を大きく下回ったことから、今後の事業計画を見直し、回収可能性について慎重に検討した結果、ソフトウエアの帳簿価額を備忘価額まで減額し、減損損失135,588千円を特別損失として計上いたしました。

また、共用資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、足元の業績動向を踏まえ、将来の回収可能性について慎重に検討した結果、減損損失10,245千円を特別損失として計上いたしました。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,646,300株	－株	－株	10,646,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	33株	－株	－株	33株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　5,356,000株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,304,981千円
貸倒引当金	11,104千円
投資有価証券評価損	50,128千円
減価償却超過額	46,305千円
その他	12,976千円
繰延税金資産小計	1,425,495千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,304,981千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△120,514千円
繰延税金資産合計	-千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,493千円
繰延税金負債合計	1,493千円
繰延税金負債の純額	1,493千円

9．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、資金計画に基づき銀行等金融機関からの借入や新株の発行並びに転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金を調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先毎に期日及び残高管理を行う体制としております。また、投資有価証券のその他有価証券及び長期貸付金は、四半期毎に発行体の財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その大部分が３ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、資金繰計画を作成すること等の方法により管理しております。

転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では適時に資金計画を作成・更新することで、想定される必要な手元流動性を維持すること等により、流動性リスクの管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①長期貸付金	33,070		
貸倒引当金(※2)	△33,070		
	－	－	－
資産計	－	－	－
①転換社債型新株予約権付社債	356,646	349,605	△7,040
負債計	356,646	349,605	△7,040

(※1)「現金及び預金」については、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「前受金」、「預り金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「敷金及び保証金」については、営業保証金であり、返還までの期間を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3)投資事業組合出資金（貸借対照表計上額37,540千円）については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※4)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	148,310

(注１)　金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期貸付金	11,499	21,570	－	－
合計	11,499	21,570	－	－

(注２)　転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
転換社債型新株予約権付社債	－	356,646	－	－	－	－
合計	－	356,646	－	－	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
転換社債型新株予約権付社債	－	349,605	－	349,605
負債計	－	349,605	－	349,605

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
転換社債型新株予約権付社債は、元金の合計額を償還期限までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

10. 持分法損益等に関する注記

（単位：千円）

	当事業年度 （2024年９月30日）
関連会社に対する投資の金額	143,310
持分法を適用した場合の投資の金額	133,161
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△30,682

11. 関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
主要株主	ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合	被所有 直接11.98%	出資	新株予約権付社債の転換	－	転換社債型新株予約権付社債	156,032

（注）当社取締役 飯野智氏が取締役を務め、江尻隆氏が監査役を務め、当社取締役片山龍太郎氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、ウィズ AIoT エボリューションファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

12. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			
	広告事業	トレカ事業	その他	計
一時点で移転されるサービス	1,339,627	221,443	16,345	1,577,416
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	－	7,027	7,027
顧客との契約から生じる収益	1,339,627	221,443	23,372	1,584,443
外部顧客への売上高	1,339,627	221,443	23,372	1,584,443

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 2．重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	188,009
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	65,653

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

13. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　43円11銭

(2) １株当たり当期純損失　△36円50銭

14. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による第29回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第30回新株予約権の発行並びに第２回無担保転 換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額の調整）

当社は、2024年10月24日付の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先とする第29回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本修正型新株予約権」といいます。）の発行並びにCantor Fitzgerald Europe及びジーエフホールディングス株式会社が出資するG Future Fund１号投資事業有限責任組合（以下Cantor Fitzgerald Europe及びG Future Fund１号投資事業有限責任組合を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第30回新株予約権（以下「本固定型新株予約権」といい、本修正型新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）を決議し、2024年11月11日に本第三者割当に関する払込が完了いたしました。

また、これに伴い、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額が調整されることになりました。

I.本第三者割当

１．本修正型新株予約権の発行の概要

①	割当日	2024年11月11日
②	新株予約権の総数	73,966個（新株予約権１個につき100株）
③	発行価額	総額4,807,790円（新株予約権１個につき65円）
④	当該発行による潜在株式数	7,396,600株（本新株予約権１個につき100株） 本修正型新株予約権の上限行使価額はありません。 下限行使価額は65円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤	調達資金の額	総額870,209,990円（差引手取概算額855,772,389円）（注）
⑥	行使価額	当初行使価額は117円とします。 2024年11月13日以降、本修正型新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「新株予約権修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日の東証終値の90％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である65円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。
⑦	募集又は割当て方法（割当予定先）	Cantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
⑧	本新株予約権の行使期間	2024年11月12日から2027年11月11日までの期間

⑨	譲渡制限及び 行使数量制限の内容	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同規程施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本修正型新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2024年11月11日における当社上場株式数の10％を超えることとなる場合における当該10％を超える部分に係る本修正型新株予約権の行使（以下「本修正型新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本修正型新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当予定先は、本修正型新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本修正型新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当予定先は、本修正型新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本修正型新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
⑩	その他	当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。 ・当社による本修正型新株予約権の行使の停止 ・当社による本修正型新株予約権の買戻 ・当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項から第５項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

（注） 調達資金の額は、本修正型新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本修正型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本修正型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本修正型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

２．本固定型新株予約権の発行の概要

①	割当日	2024年11月11日
②	新株予約権の総数	29,034個（新株予約権１個につき100株）
③	発行価額	総額1,596,870円（新株予約権１個につき55円）
④	当該発行による潜在株式数	2,903,400株（本新株予約権１個につき100株）
⑤	調達資金の額	総額341,294,670円（差引手取概算額334,095,424円）（注）
⑥	行使価額	117円
⑦	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Cantor Fitzgerald Europe　14,517個 G Future Fund１号投資事業有限責任組合　14,517個
⑧	本新株予約権の行使期間	2024年11月12日から2027年11月11日までの期間
⑨	その他	当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。 ・当社による本固定型新株予約権のCantor Fitzgerald Europeによる行使の停止 ・当社による本固定型新株予約権の買戻 ・本新株予約権買取契約において、本固定型新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

（注）調達資金の額は、本固定型新株予約権の発行価額の総額と、全ての本固定型新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本固定型新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本固定型新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

Ⅱ.第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額の調整

１．第２回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

銘柄	転換価額	
	調整前	調整後
アクセルマーク株式会社 第２回無担保転換社債型新株予約権付社債	298円	274.84円

２．第23回新株予約権の行使価額の調整

銘柄	行使価額	
	調整前	調整後
アクセルマーク株式会社 第23回新株予約権	298円	274.84円

３．適用日

2024年11月12日以降

４．調整事由

2024年10月24日付の取締役会において発行を決議した本新株予約権の払込金額が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項第19項第(7)号②及び第23回新株予約権の発行要項第13項第(2)号に定める時価を下回るため、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額を調整するものであります。